

建設機械関係の補助金・低利融資・税制優遇制度の概要

| 区分 | 制度 | 対象 | | 実施機関 | 所管省庁 | 備考 |
|------|------------------------------|--------------------------------|-------------------|---------------------------------------|-------|--|
| 補助金 | 省エネルギー型建設機械導入補助事業(地球温暖化対策) | 低燃費型(3つ星以上)のICT・ハイブリッド・電気駆動の建機 | 購入 | (一財)製造科学技術センター | 経済産業省 | ICTとのセット販売された建機本体 ※H29予算:14.1億円 ※H28年度は768件 ※毎年概ね年度末頃使い切り |
| 融資 | 環境・エネルギー対策資金(排出ガス対策・地球温暖化対策) | オフロード法基準適合車、低炭素型・低燃費型建機 | 購入 | 日本政策金融公庫 | 中小企業庁 | 建機本体 ※H28融資件数→167件(余裕有) |
| | IT活用促進資金(企業活力強化貸し付け) | 情報化施工機器(建機本体除く)等 | 購入、賃貸 | 日本政策金融公庫 | 中小企業庁 | ICT機器 ※H27融資件数→全部で3062件中 建設業56件(余裕有) |
| 税制優遇 | 中小企業等経営強化法 | 生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等 | 固定資産税 | 市町村 | 中小企業庁 | ※H28末時点 経営力向上計画を認定件数→1000件以上 |
| | 中小企業経営強化税制 | | 法人税、所得税、法人住民税、事業税 | 国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税) | 中小企業庁 | |
| | 中小企業投資促進税制 | 建設機械、情報化施工機器等 | | | 中小企業庁 | |

<支援措置>

【補助金】(対象:ICT建設機械)
□ 省エネルギー型建設機械導入補助事業



H29.7時点
余裕あり

※H29.7.28現在

【融資】(対象:建設機械本体)
□ 環境・エネルギー対策資金(排出ガス・地球温暖化対策)



十分な
余裕あり

※H29.7.27現在

【融資】(対象:後付けICT機器)
□ IT活用促進資金



十分な
余裕あり

【税制】(対象:すべての機器)
□ 中小企業等経営強化法



十分
見込みあり

<活用の見込み>

- 予算額:14.1億円
- 執行率:12.7%
- 毎年度概ね使い切り

- 昨年度:167件
- 今年度:38件
- 毎年度、年度末まで枠に余裕がある。

- 昨年度:総数3062件
(内建設業)56件
- 建設業が活用する余地は十分あり

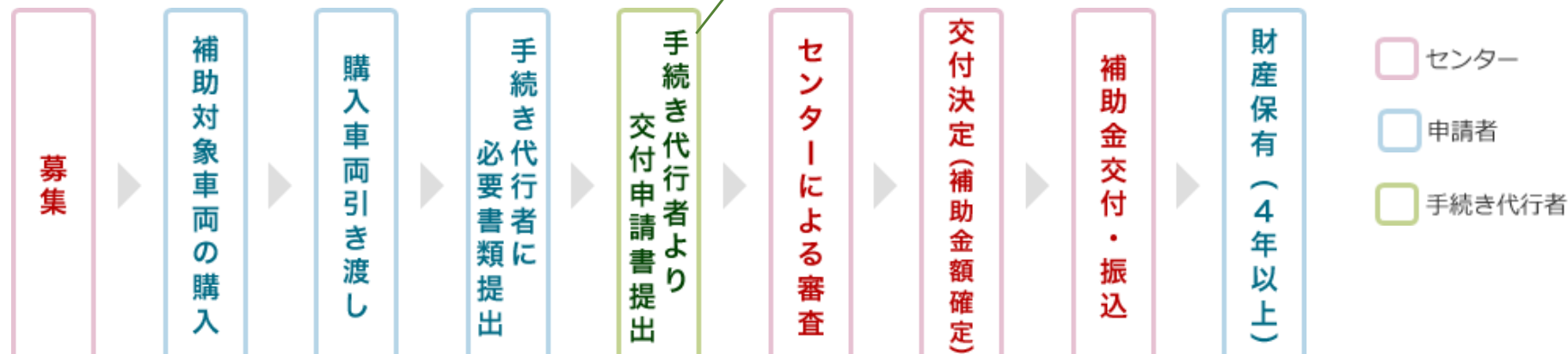
- 昨年度:建設業の経営力向上計画認定1000件以上
- 枠もなく、建設業の適用事例も数多い

- ICTを搭載した建設機械の購入に際して上限300万円の補助金が利用できる。
- 手続きは通常は販売業者が代行する。

| 省エネルギー型建設機械導入補助金 | |
|------------------|--|
| 期 間 | ～H30.3.14 |
| 利用できる方 | 民間企業等（民間企業、その他の法人（独立行政法人を除く）及び個人事業主） |
| 対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省策定の燃費基準値を超える（3つ星以上）燃費性能を有する排出ガス四次規制（2011年、2014年）に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ ・ 『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されていること ・ 執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定された型式 |
| 補助率 | 補助率：補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の定額または2/3 補助上限額：300万円 |
| その他 | H29年度予算案：14.1億円（前年度18.0億円） ※H28年度実績は768件で、毎年概ね年度末頃に予算枠に達する。 |
| 制度紹介HP | http://www.eco-kenki.jp/ |

【手続きの概要】

販売業者が通常は代行してくれるので相談可能



(参考-3):建設機械関係の「補助金」①

省エネルギー型建設機械導入補助事業

MSTC 一般財団法人 製造科学技術センター

(一般)製造科学技術センターHP

代行申請用記入例 省エネルギー型建設機械導入補助金交付申請書

(代行申請用) 申請日 平成 29 年 5 月 22 日

一般財団法人製... 法人番号を入力。入力支援を使うことも

申請日は、機械の引き渡しを受け、支払いを完了した日から1ヶ月(翌月の前日)以内です。

申請書は、機械の引き渡しを受け、支払いを完了した日から1ヶ月(翌月の前日)以内です。

申請手続き代行者 法人番号 (13桁) 郵便番号を入力。「大字」などの脱脱に注意 会社印を捺印ください。

(1) 住所 〒1000-0001 東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ門森ビル5階

(2) 氏名または名称 省工不建機販売株 該当する記号を記入 ショウエネケンキハンバイ カブ

(3) 代表者名 代表取締役社長 建機 太郎 ケンキ タロウ

(4) 申請手続き代行者の分類 ア. 販売事業者 イ. 製造事業者 ウ. 海外の製造事業者の委託を受けた輸入事業者 * 該当する記号を記入

(5) 連絡先等 虎ノ門支店 営業部 山田 一郎 法人番号を入力。入力支援を使 05-1111-2222 03-5555-6666 yamada@s△△△.co.jp

1. 申請者 法人番号 (13桁) 私は上記申請手続き代行者に省エネルギー型建設機械導入補助事業の交付申請手続きの一切を委任します。

(1) 住所 〒1000-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番20号 虎ノ門実業会館9階

(2) 氏名または名称 工コ建設株式会社 エコケンセツ カブ

(3) 代表者名 (法人の場合のみ記入) 代表取締役 建設 創 ケンセツ ハジメ

(4) 申請者の分類 イ. 個人 イ. 法人 (リース会社及び建設機械販売者を除く) ウ. リース会社 エ. 建設機械販売業者 * 該当する記号を記入

(5) 車両の使用方法 A. 自社使用 B. リース契約でリース用 C. レンタル用 * 該当する記号を記入

(6) 申請者の企業規模 2. 大企業 2. 中小企業 3. 個人 * 該当する記号を記入

2. 購入車両

(1) 購入する建設機械の機種 * 1. 油圧ショベル 2. ブルドーザ 3. ホイローダ * 該当する記号を記入

(2) 省エネルギー技術の種類 * 1. ハブド建設機械 2. 情報化施工機 3. 電動機駆動建設機械 4. ハブド・情報化重合 * 該当する記号を記入

(3) 機種名等 補助対象車両の型式 EFG-2000 車台番号 EFG123

(4) 引渡し年月日 平成 29 年 5 月 6 日

(5) 売買契約締結年月日 平成 29 年 4 月 10 日

(6) 下取りの有無 * 1. 有 2. 無 * 該当する記号を記入 有の場合下取り価格 100 万円 機種/型式 DE-1000・FG-1000

3. 補助金申請額

補助対象車両の購入価格 ア. 購入価格 (諸費用、オプションの価格、消費税を除く) 11500000

補助対象額の計算 (手続き代行者が記入) イ. 当該機械の最大販売価格 12500000

ウ. 見出し購入価格 (ア又はイのいずれか低い額) 11500000

エ. 基準額 8617160

オ. 補助対象額 (ウ - エ) 2882840

補助金額の計算 (手続き代行者が記入) * 該当欄の区分を記入 (A 又は B)

A. 補助対象車両購入価格の補助率適用区分: 9 / 10 B. 補助対象車両購入価格の補助率適用区分: 6 / 10

A-カ. 補助金相当額 (オ×9/10) 円 B-カ. 補助金相当額 (オ×6/10) 1921893 円

A-キ. 1万円未満を切り捨て 万円 B-キ. 1万円未満を切り捨て 1921 万円

*A-カ が 300万円を超える場合は300万円、超えない場合はA-キの金額 *B-キが300万円を超える場合は300万円、超えない場合はB-キ

*1. 平成29年度新規認定型式 *2. 平成26,27,28年度からの継続認定型式

B-キは、次の値をいずれも下回る値とする ①200万円

メーカー・販売店にご確認の上、A又はBをご記入ください。

結果を記。



紹介 補助対象機械 様式等のダウンロード 申請書入力支援 Q&A 手続きの状況

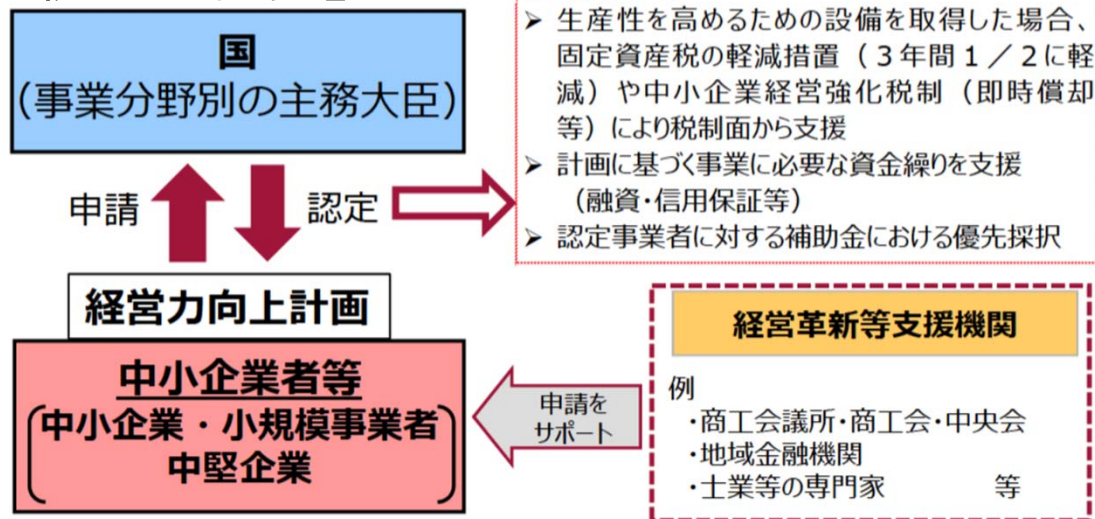
油圧ショベル

| No. | 機種 | 認定年度 | 製造事業者 | 型式 | 搭載の省エネルギー技術 |
|-----|--------|------|-----------------|----------------------------|-------------|
| 1 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 311FLRR-GMC-T5 2D | 情報化施工 |
| 2 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 311FLRR-GMC-T5 3D | 情報化施工 |
| 3 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 311FLRR-GMC-T5SC 2D | 情報化施工 |
| 4 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 311FLRR-GMC-T5SC 3D | 情報化施工 |
| 5 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 311FLRR-GMD-T5 2D | 情報化施工 |
| 6 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 311FLRR-GMD-T5 3D | 情報化施工 |
| 7 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GLC-T5 CGC-2D | 情報化施工 |
| 8 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GMC-T5 2D | 情報化施工 |
| 9 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GLC-T5 AccuGrade-3D | 情報化施工 |
| 10 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GMC-T5 3D | 情報化施工 |
| 11 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GLC-T5SC CGC-2D | 情報化施工 |
| 12 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GMC-T5SC 2D | 情報化施工 |
| 13 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GLC-T5SC AccuGrade-3D | 情報化施工 |
| 14 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GMC-T5SC 3D | 情報化施工 |
| 15 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GMD-T5 2D | 情報化施工 |
| 16 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 312E-GMD-T5 3D | 情報化施工 |
| 17 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ECR-GMC-T5 2D | 情報化施工 |
| 18 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ECR-GMC-T5 3D | 情報化施工 |
| 19 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ECR-GMC-T5SC 2D | 情報化施工 |
| 20 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ECR-GMC-T5SC 3D | 情報化施工 |
| 21 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ELCR-GMZ-T5 2D | 情報化施工 |
| 22 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ELCR-GMZ-T5 3D | 情報化施工 |
| 23 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ELCR-GMD-T5 2D | 情報化施工 |
| 24 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ELCR-GMD-T5 3D | 情報化施工 |
| 25 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ELCR-GMZ-T5SC 2D | 情報化施工 |
| 26 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ELCR-GMZ-T5SC 3D | 情報化施工 |
| 27 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ESR-PMZ-T5 2D | 情報化施工 |
| 28 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ESR-PMZ-T5 3D | 情報化施工 |
| 29 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ESR-PMZ-T5SC 2D | 情報化施工 |
| 30 | 油圧ショベル | 26 | キャタピラー・ジャパン株式会社 | 314ESR-PMZ-T5SC 3D | 情報化施工 |

- 国税、地方税の減免をうけるために「経営力向上計画」の認定を受ける必要がある。
- 手続きは「経営革新等支援機関」(銀行や商工会等)に相談できる。

| 中小企業等経営強化法 | |
|------------|---|
| 期 間 | ～H31.3末 |
| 利用できる方 | 中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主 ※経営力向上計画の認定 |
| 対象設備 | 160万円以上の機械及び装置であること |
| | 経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（生産性が年平均1%以上向上する設備等） |
| 優遇内容 | 固定資産税 |
| | 固定資産税の課税標準を 3年間1/2に軽減 |
| その他 | <その他の支援措置> (法人税) 中小企業経営強化税制に基づく法人税減免（別途紹介） (金融) 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等 |
| 制度紹介HP | http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html |

【手続きの概要】



➡ **後述の中小企業経営強化税制で詳説**

← **利用する支援措置(税制・金融)に応じて、その提供者(経営革新等支援機関)に相談可能**

(参考) 経営力向上計画認定申請書類のポイント

(別紙)
経営力向上計画

- 1 名称等
- 2 事業分野と事業分野別指針名

1 計画期間
3年ないし5年

3 実施時期

平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

4 現状認識

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| ① | 自社の事業概要 | |
| ② | 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向 | |
| ③ | 自社の経営状況 | 売上は 27 年度 5,300,000 千円、28 年度 5,420,000 千円、29 年度 5,480,000 千円、30 年度 5,540,000 千円、31 年度 5,600,000 千円、32 年度 5,660,000 千円。営業利益については 27 年度 85,000 千円、28 年度 90,000 千円、29 年度 95,000 千円、30 年度 100,000 千円、31 年度 105,000 千円、32 年度 110,000 千円となっている。原因として、①設備更新をしておらず、②先の実績に対しては対応しきれていないこと、③熟練工員が少なく多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、④多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、⑤多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、⑥多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、⑦多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、⑧多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、⑨多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと、⑩多岐多様な工事を熟練工に頼らざるを得ないこと。以上から、労働生産性（営業利益＋人件費）が低くなっていると考えられる。 |

建設業分野に係る経営力向上に関する指針(※)より

第2 経営力向上に関する目標

2 経営指標(労働生産性(以下のいずれか))

①労働生産性・基本

・(営業利益＋人件費＋減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)

②労働生産性・推奨

・(完成工事総利益＋完成工事原価のうち労務費＋完成工事原価のうち外注費)÷年間延人工数

③労働生産性・簡易

・(完成工事総利益＋完成工事原価のうち労務費)÷直雇技能労働者数

3 経営目標(労働生産性伸び率)

- 3年間の計画の場合 1%以上
- 4年間の計画の場合 1.5%以上
- 5年間の計画の場合 2%以上

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

| 指標の種類 | A現状(数値) | B 計画終了時の目標(数値) | 伸び率((B-A)/A)(%) |
|-------|---------|----------------|-----------------|
| 労働生産性 | 千円 | 千円 | % |

(参考) 経営力向上計画認定申請書類のポイント

| 6 経営力向上の内容 | | |
|--------------|--|-------------------------|
| 事業分野別指針の該当箇所 | 実施事項 (具体的な取組を記載) | 新事業活動への該非 (該当する場合は○) |
| ア 一(イ) | 中堅社員を中心に講習会への積極的参加をさせて知識技術を習得させ、社内講習により若手社員にも知識技術を習得させる。 | |
| イ 四(イ) | 3次元設計データを入力することでバケットの自動停止制御等ICT技術を活用したバレーク支援機能を搭載しているため、高精度で効率的な施工が出来るとともに、丁張作業を省略できることから、作業員の負担軽減とともに安全性が確保できる。 | |

| 7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 | | | |
|--------------------------------|-----------|--------|--------|
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額(千円) |
| ア | 従業員教育訓練費 | 自己資金 | 1,000 |
| イ | 経営力向上設備購入 | 融資 | 21,500 |
| イ | 経営力向上設備購入 | 補助金 | 4,000 |

| 8 経営力向上設備等の種類 | | | | |
|---------------|--------|---------------|---------------|--------|
| 実施事項 | 取得年月 | 利用を想定している支援措置 | 設備等の名称/型式 | 所在地 |
| 1 | H29.5 | 固(国A)・国B | ICT建機(型式名●○) | ●●県××市 |
| 2 | H29.8 | 固(国A)・国B | 3D点群ソフ(商品名●○) | ●●県××市 |
| 3 | H29.10 | 固・国A・国B | | ●●県××市 |

| | 設備等の種類 | 単価(千円) | 数量 | 金額(千円) | 証明書等の文書番号等 |
|---|---------------|--------|----|--------|------------|
| 1 | ICT建機(型式名●○) | 24,000 | 1 | 24,000 | |
| 2 | 3D点群ソフ(商品名●○) | 1,500 | 1 | 1,500 | |
| 3 | | | | | |

| | 設備等の種類 | 数量 | 金額(千円) |
|-----------|--------|----|--------|
| 設備等の種類別小計 | 機械装置 | 1 | 24,000 |
| | ソフトウェア | 1 | 1,500 |
| 合計 | | | |

建設業分野に係る経営力向上に関する指針より

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容及び実施方法に関する事項

一 一人に関する事項

イ 教育訓練の充実

- 生産性向上に向けた複合工育成
- 従業員の処遇改善

二 財務管理に関する事項

イ 原価管理の高度化

- 社内業務の効率化

三 営業活動に関する事項

イ 年間受注計画の策定

- 適正な利潤を確保した受注

四 新技術・工法の積極的導入

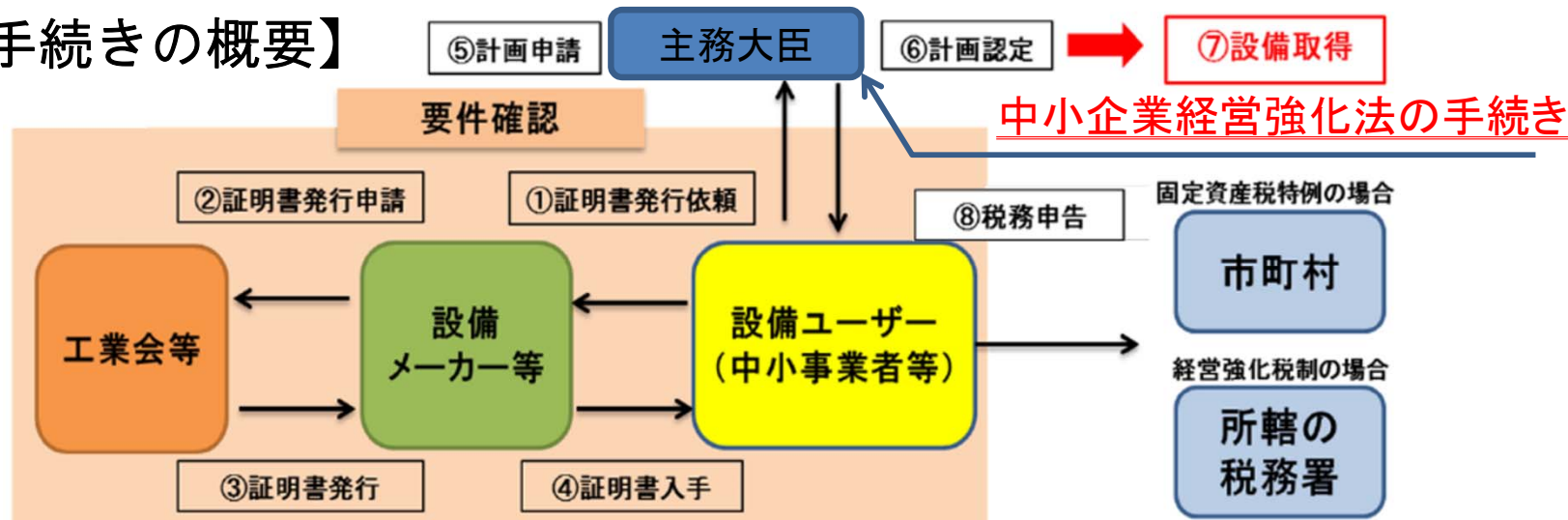
イ ICT施工の実施、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i-Constructionの推進

- NETISを始めとした新技術・新工法等の導入

□ 「経営力向上計画」の認定により、固定資産税減免の他、法人税減免を受けられる。

| 中小企業経営強化税制／ | |
|-------------|---|
| 期 間 | ～H30.3末 |
| 利用できる方 | 中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主 |
| 対象設備 | 機械装置(160万円以上)→ 建設機械等 、ソフトウェア(70万円以上)、 器具備品・工具(30万円以上)→ 測量機器等 、建物付属設備(30万円以上) 最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型） |
| 優遇内容 | 個人事業主、資本金3千万円以下 即時償却 又は 税額控除10% 資本金3千万円超1億円以下 即時償却 |
| 対象設備要件 | <対象設備の要件> A類型 最新モデルであること、 生産性が年平均1%以上向上 していること B類型 投資利益率が5%であること 設備のメーカーの所属する団体が証明書を発行 |
| 制度紹介HP | http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html |

【手続きの概要】



(参考-8):建設機械関係の「融資」

| | (株) 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金 | (株) 日本政策金融公庫 I T活用促進基金 |
|---------------|--|---|
| 期 間 | ～H30.3.31 | ～H30.3.31 |
| 利用できる 方 | 中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主 | 中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主（賃貸業は対象外） |
| 貸付限度 | 中小企業事業：7億2千万円、国民生活事業：7千2百万円 | |
| 貸付期間 | 20年以内 | |
| 貸付対象と 貸付利率 | 各環境対策型建設機械の購入 ・ 排出ガス対策型建設機械：基準金利 ・ オフロード法基準適合車：特別利率②/B （2014年規制）、基準金利（2011年規制） ※130～560kw帯は2014年規制のみ特別利率①/A ・ 低炭素型建設機械：特別利率①/A ・ 燃費基準達成建設機械：特別利率①/A 貸付金額が4億円を超える場合は、基準金利。 ※新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合車です。 低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメカ等にご確認ください。 | 情報化施工機器の購入・賃借 ・ 貸付対象は、MC/MG機器やTS/GNSS等の情報化施工機器と取付改造費となります（建設機械本体は含まれません） ・ 基準金利 |
| | 中小企業事業：基準金利1.3%、特別利率①0.81%、特別利率②0.56%、特別利率③0.31% （5年超6年以内、平成29年5月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。 国民生活事業：基準金利1.81～2.40%、特別利率A 1.41～2.00%、特別利率B 1.16～1.75%、特別利率C 0.91～1.50% （担保不用の貸付、平成29年5月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。 | |
| その他 | ※H28融資件数→167件と広く利用されており、予算上も十分余裕がある。 | ※H27融資件数→全部で3062件中建設業56件ということで、建設業として活用の余地は多分にある。 |
| 制度紹介HP | https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html | https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html |

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

□ 資金調達事例

| 生産性向上設備等 | 設備金額 (千円) | 利用可能な支援措置 | 支援措置額 (千円) |
|---------------------------------|---------------|-----------|---------------|
| ICTバックホウ (3DMC 0.8m3) | 22,000~27,000 | 省エネ建機補助金 | ▲3,000(最大) |
| | | 法人税減免 | ▲7,200 |
| 情報化施工建機 (2DMG 0.8m3バックホウ) | 14,000~17,000 | 省エネ建機補助金 | ▲3,000(最大) |
| | | 法人税減免 | ▲4,200 |
| 点群処理ソフトウェア | 1,500~2,500 | IT導入補助金 | ▲1,000(最大) |
| | | 法人税減免 | ▲150 |
| 3Dレーザースキャナ | 7,000~20,000 | 法人税減免 | ▲2,000~6,000 |
| GNSSロ-ハ` | 2,000~5,000 | 法人税減免 | ▲600~1,500 |
| ドローン | 500~4,000 | 法人税減免 | ▲150~1,200 |

(一例)

- ・ ICTバックホウ (2,500万円)
 - ・ 点群処理ソフトウェア (200万円)
 - ・ ドローン (200万円)
 - ・ GNSSロ-ハ` (300万円)
- 合計 3,000万円

(※)法人税、法人住民税等の実効税率(約3割)×即時償却

| | |
|---------|---------|
| 支援措置により | 実際の負担 |
| ▲840万円 | 2,360万円 |

政策金融公庫の基準金利1.3%
返済10年：総額2,518万円